

*住居や引受人がないため「更生保護施設」に保護委託した人員は、年間で

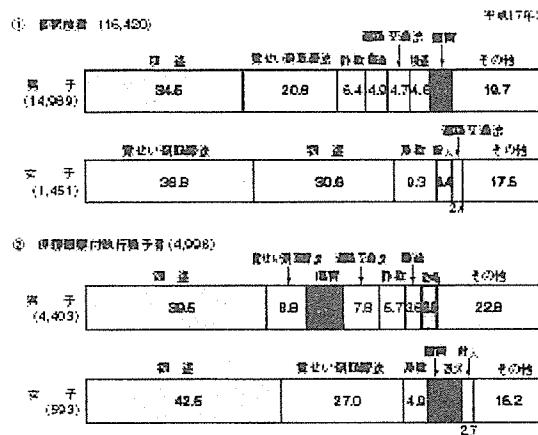
9,958人 (右欄の計)

*保護観察所が実施する更生緊急保護の支援メニューは一時保護であり、表のとおり限られている。

更生保護施設においては、近年酒害・薬害等の依存者に対する教育プログラムや SST による生活技能訓練、あるいは少年施設における保護者参加のキャンプなど、各種の処遇プログラムの導入が図られている。

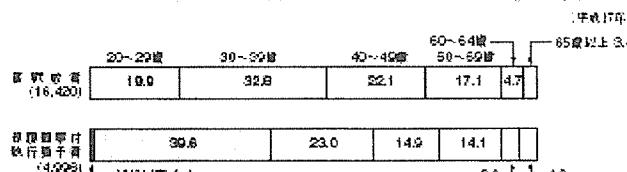
5 保護観察に付された者の罪名別人員

2-6-2-3 図 保護觀察新規受容人員の罪名割合



6 同 年齢別人員（高齢化）

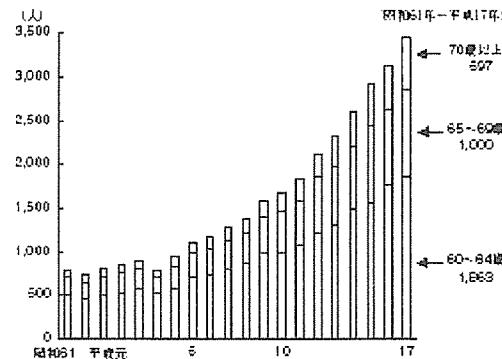
2-6-2-2 図 保護觀察新規受容人員の年齢別割合



注 1 保護受容付執行猶予に係る
注 2 19歳以下、高齢者を除く。
注 3 保護觀察付執行猶予者を除く。

*仮釈放者のうち 60 歳以上の高齢者が約 8 パーセントをしめる。

2-4-1-6 図 60歳以上の新受刑者の年齢層別人員の推移



*新受刑者においては60歳以上が約11%を占める。

III 更生保護と触法知的障害者との関わり

本項においては、平成18年9月中に全国の更生保護施設から退所した **479人** について、知能指数に関する分析した。

調査結果の概要を列記すると次のとおりである。なお今後は受け入れ実績のある更生保護施設に対して、個別にヒアリングを行い、具体的な課題等を掘り下げていくこととしている。

- ① 更生保護施設における知的障害者の受け入れについては相応の実績が認められる。IQ 69以下の人たちが91人、20パーセントに及んでいる。
- ② しかしながら、知的障害者としての判定に基づく支援プログラムは用意されておらず、またその面での福祉との連携の上に受け入れているものではないと思われる。
- ③ 抽出調査ではあるが、退所に引き続き福祉施設に計画的な移行がなされたケースは認められない（ただし高齢や身体障害などの事情で緊急対応として移行がなされた人が3人いる）。すなわち通常の就労が可能な被地を受け入れるという範囲の対応であり、個々の知的能力や特性に応じた支援メニューを提供する受け入れではないというのが実情であろう。

そのことは言い換えれば、通常の就労が可能という心証が得られない障害者（より支援ニーズの高い障害者）は受け入れられていないことを意味している可能性が高い。

- ④ 更生保護施設が受け入れた人たちの中で IQ 69以下の人たちについては次のような状況が認められる。

*年齢は50歳以上が70パーセント近く、60歳以上は30パーセントに及ぶ。

*刑務所入所歴では2入以上が60パーセントに及び累犯か傾向が認められる。

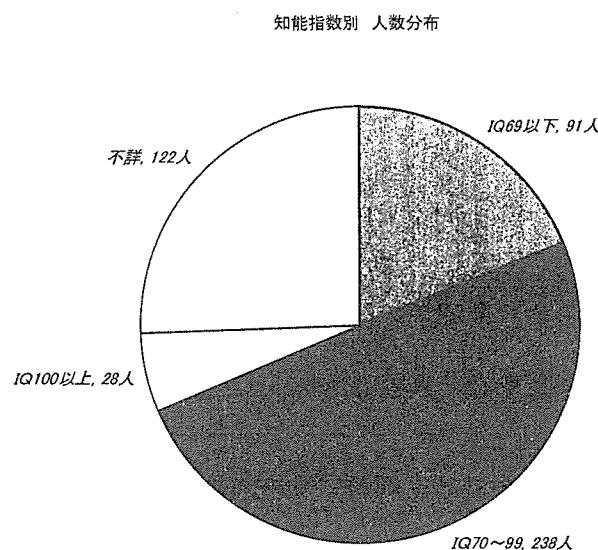
*刑務所出所時の所持金は60パーセントの人たちが3万円以下。

*半数以上に対し、刑務所収容中に受け入れ側の更生保護施設職員の面接がなされている。

*更生保護施設退所時の就労率が低い。また就労の端緒としてはほとんどが協力雇

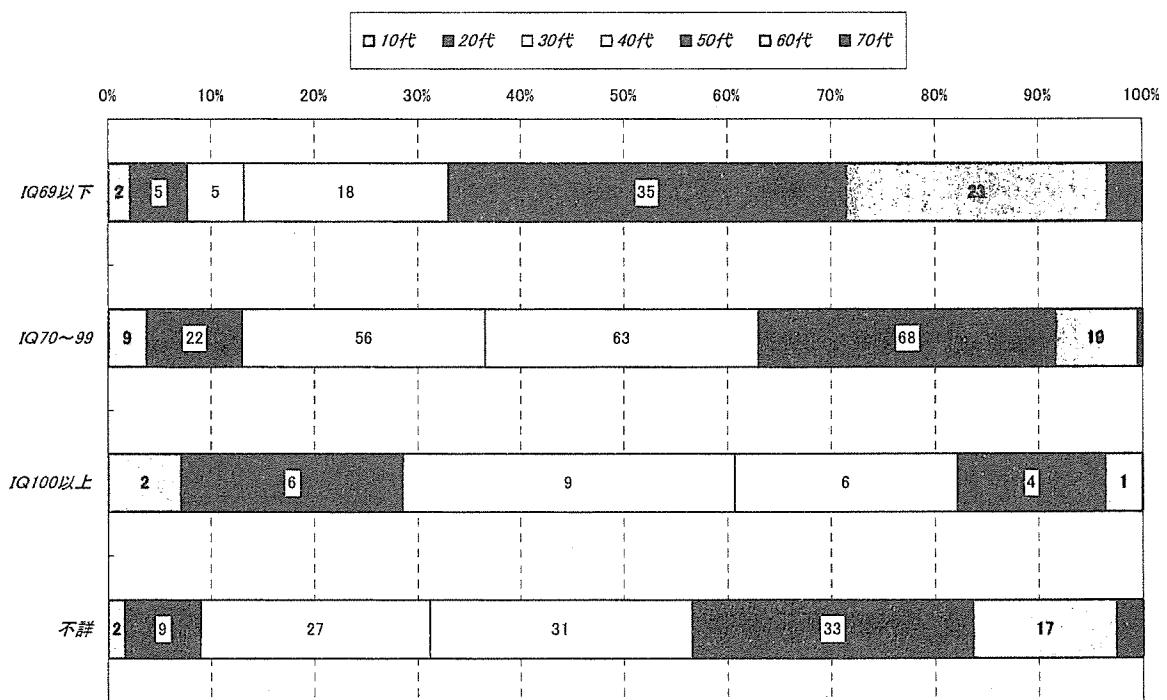
用主への紹介であり、ハローワーク、情報誌は少ない。ほとんど単純技能労働。
 *自立退所の率が低い。

1 更生保護施設入所者の知能指数別人員

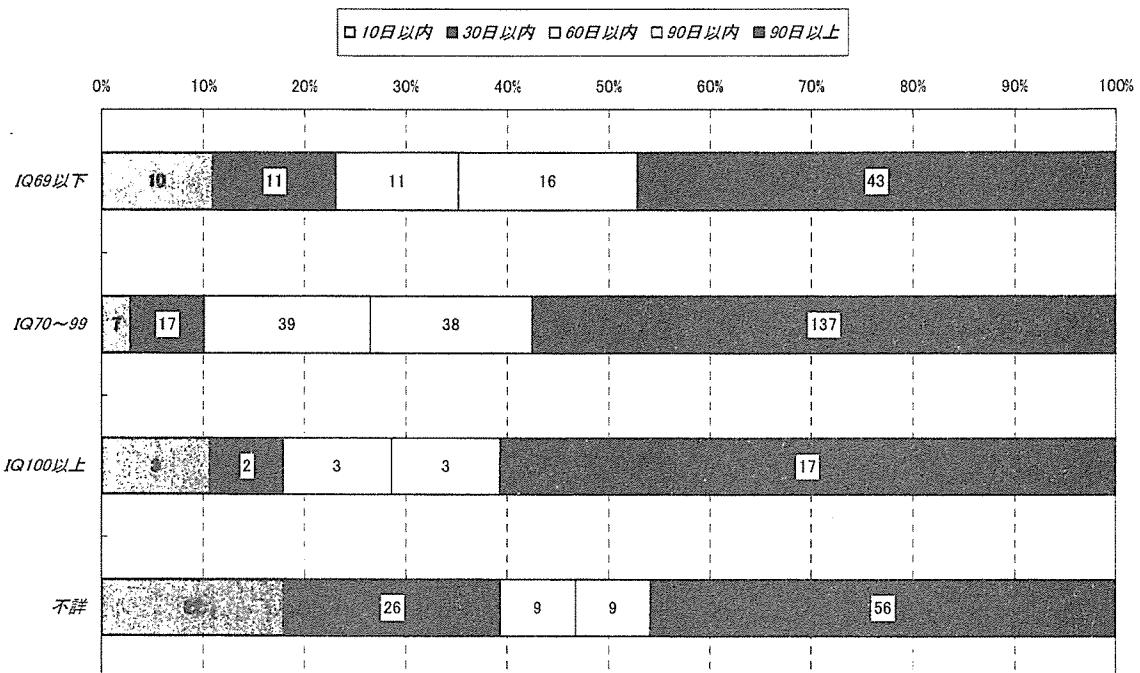


2 年齢構成

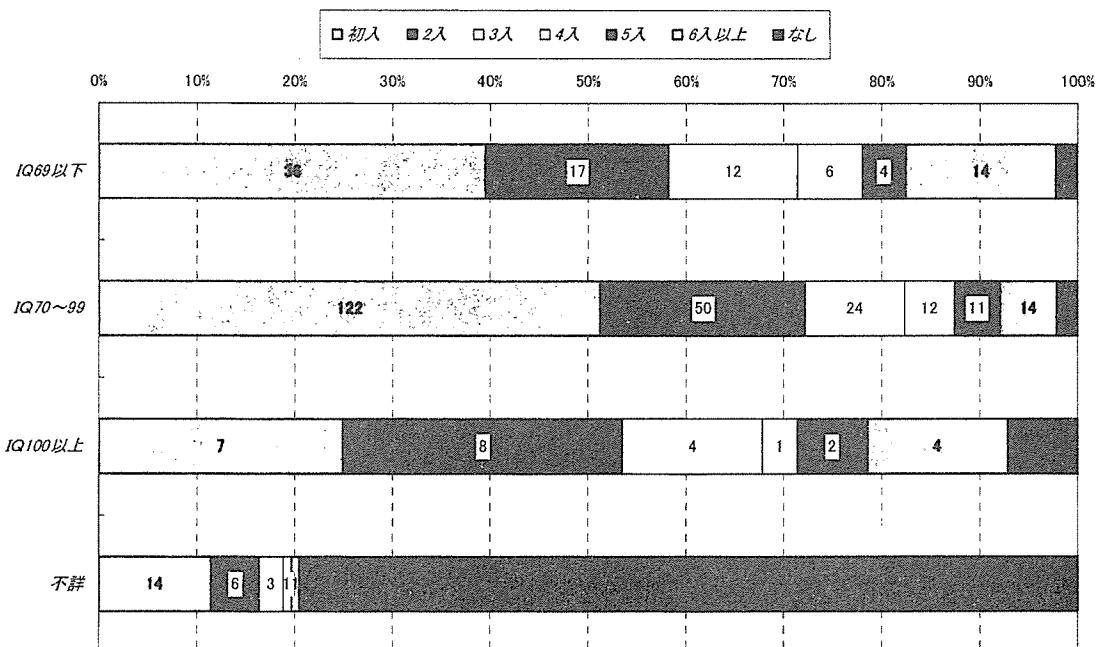
* 棒グラフ中の数字は、人数（以下同様）。



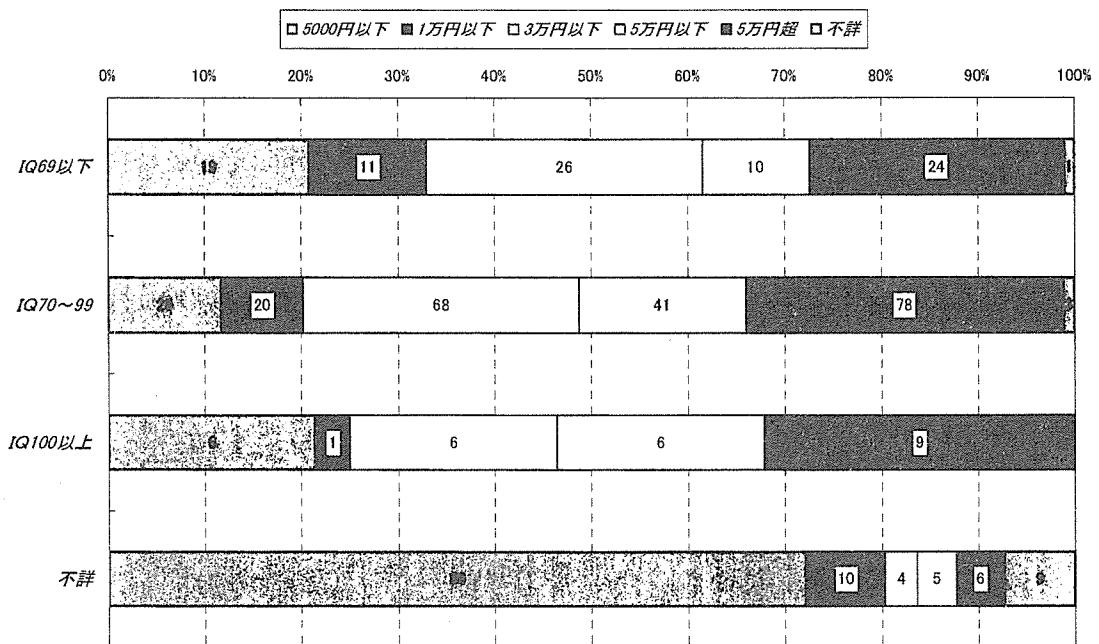
3 入所期間



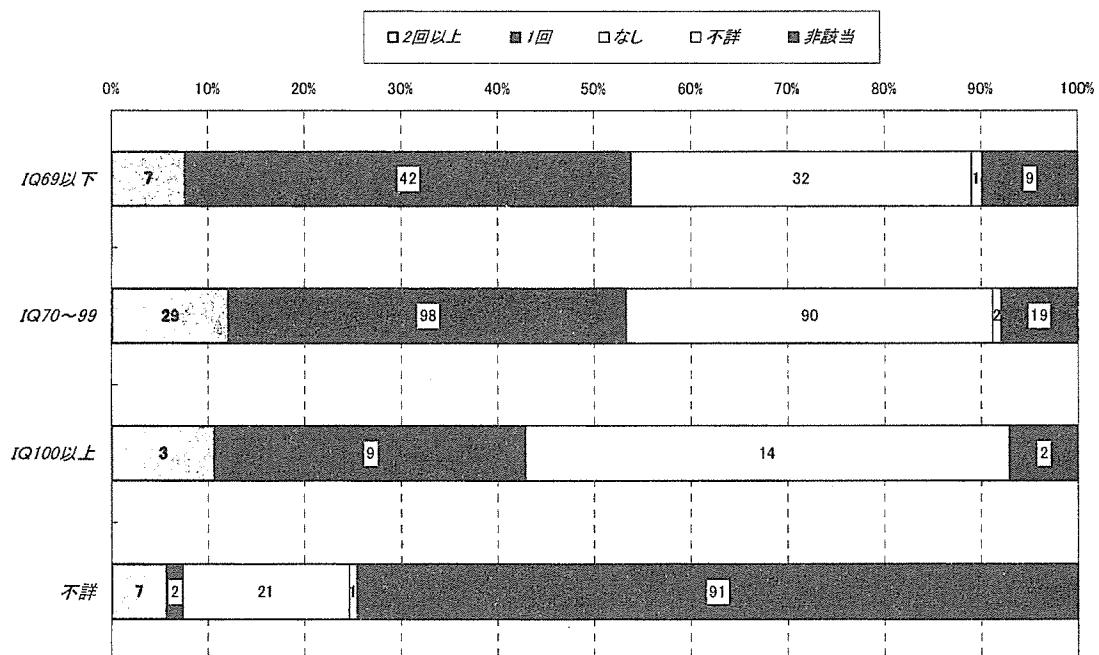
4 受刑歴



5 入所時の所持金

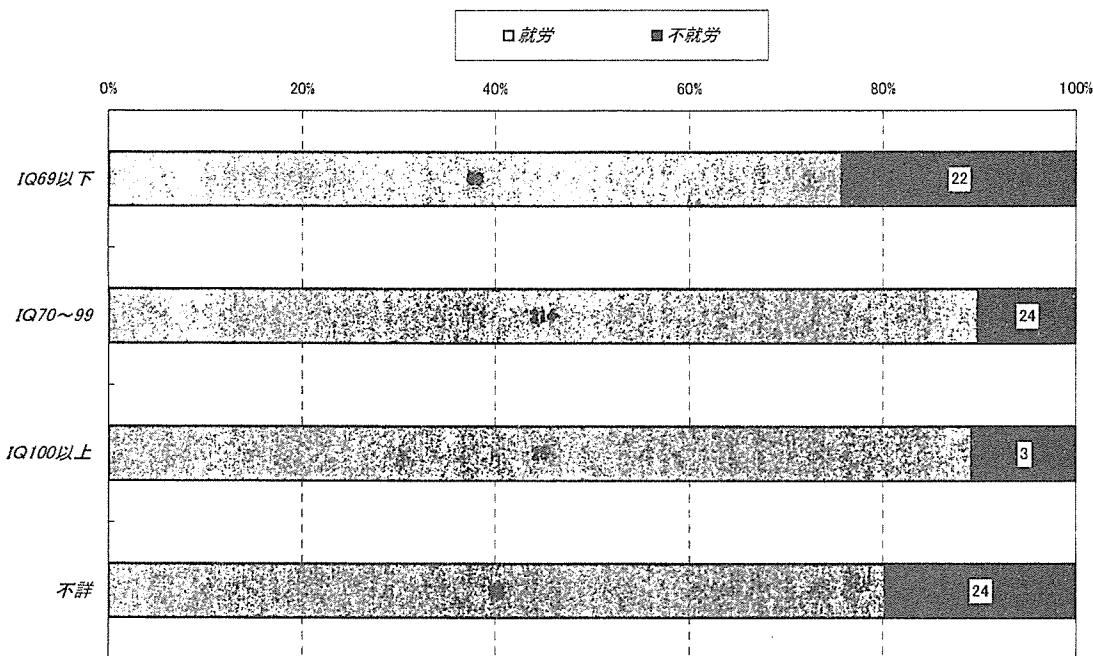


6 (矯正施設在監中における) 施設面接の回数

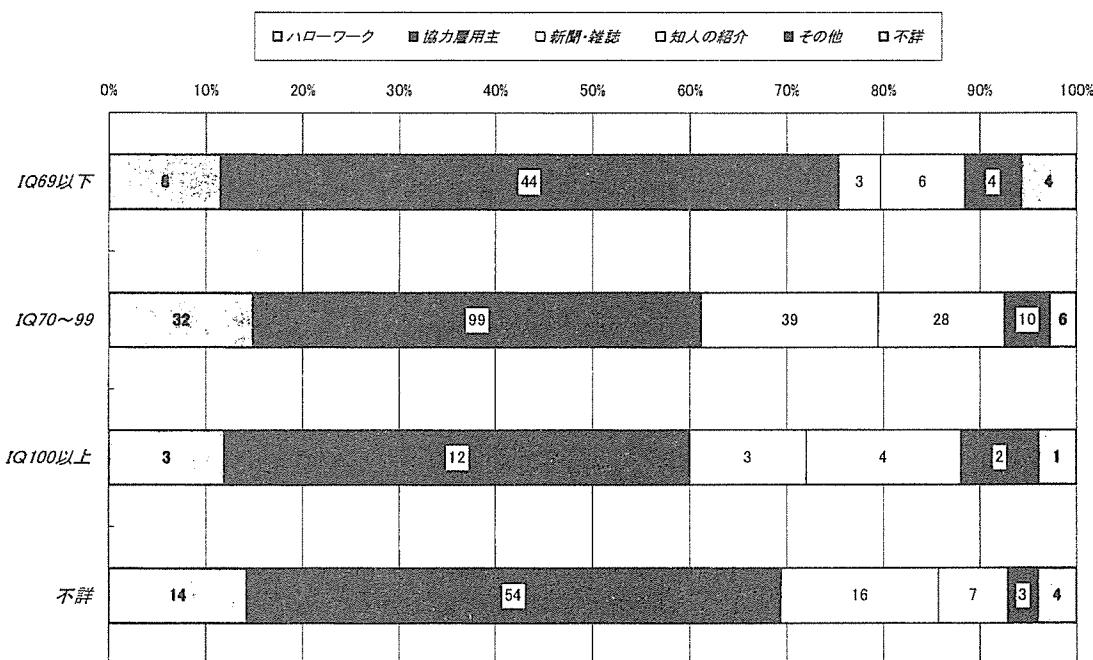


7 就労の状況

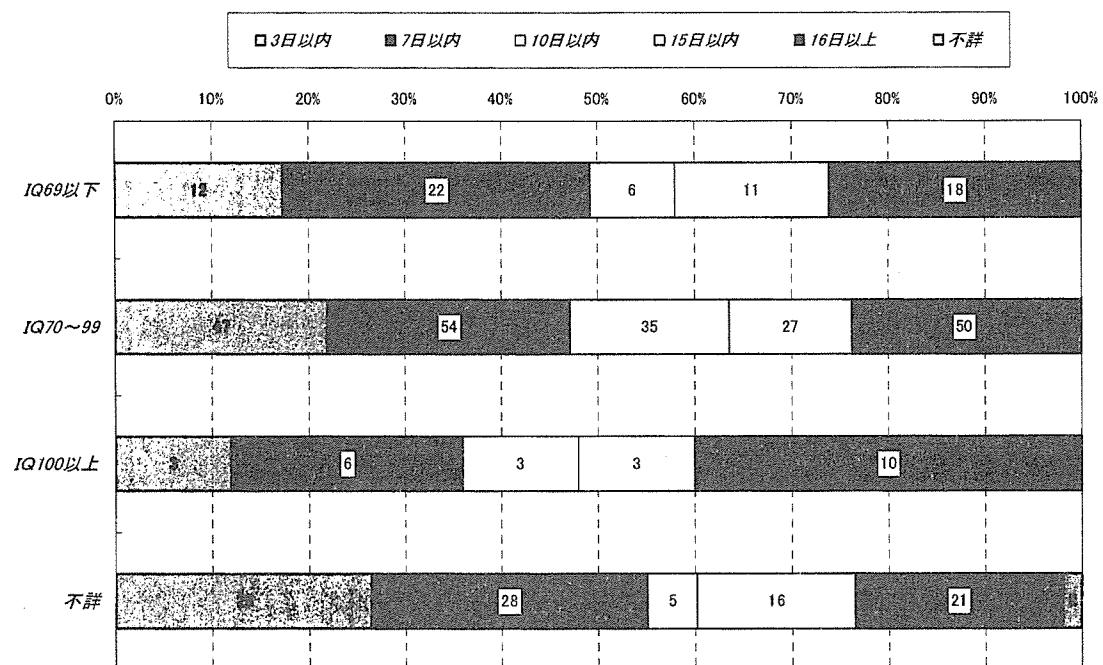
(1) 就業の有無



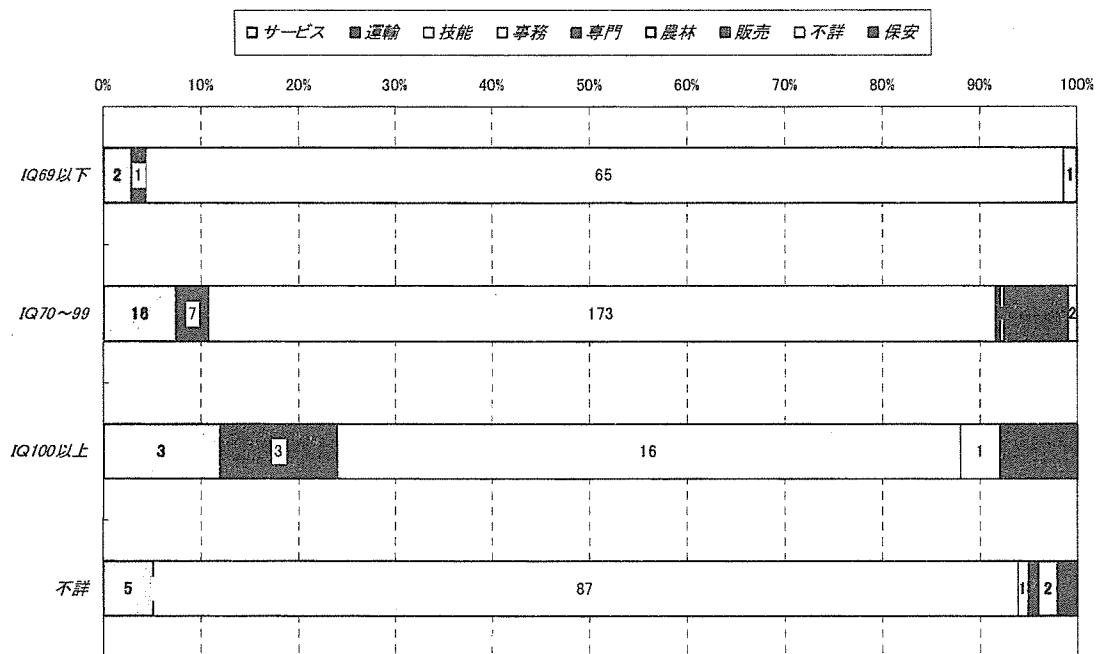
(2) 就職の端緒



(3) 就職までに要した日数

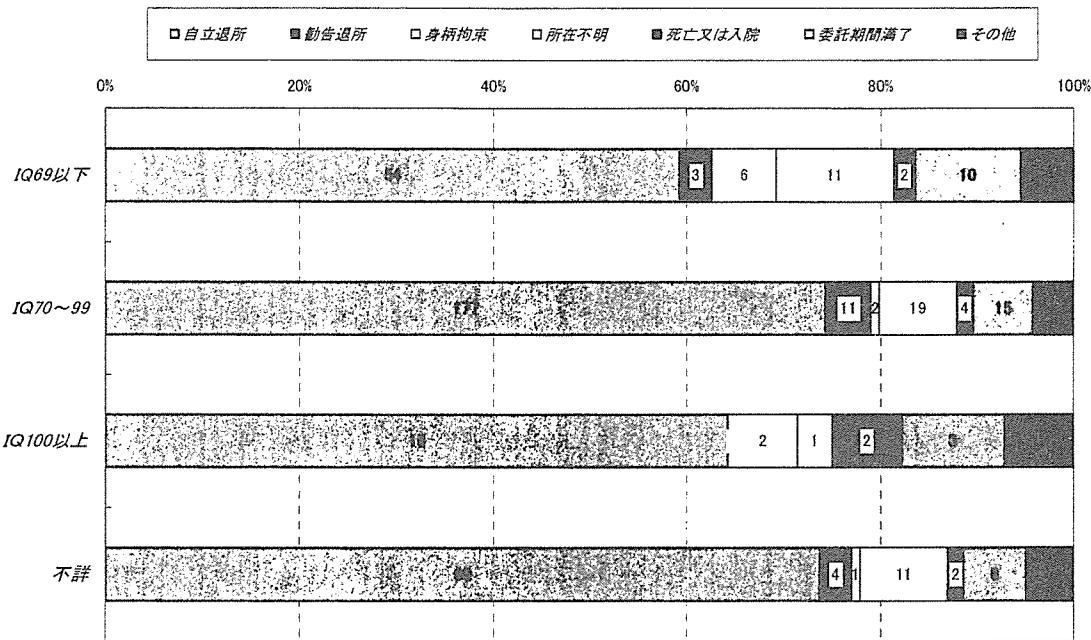


(4) 最初の就職における職種

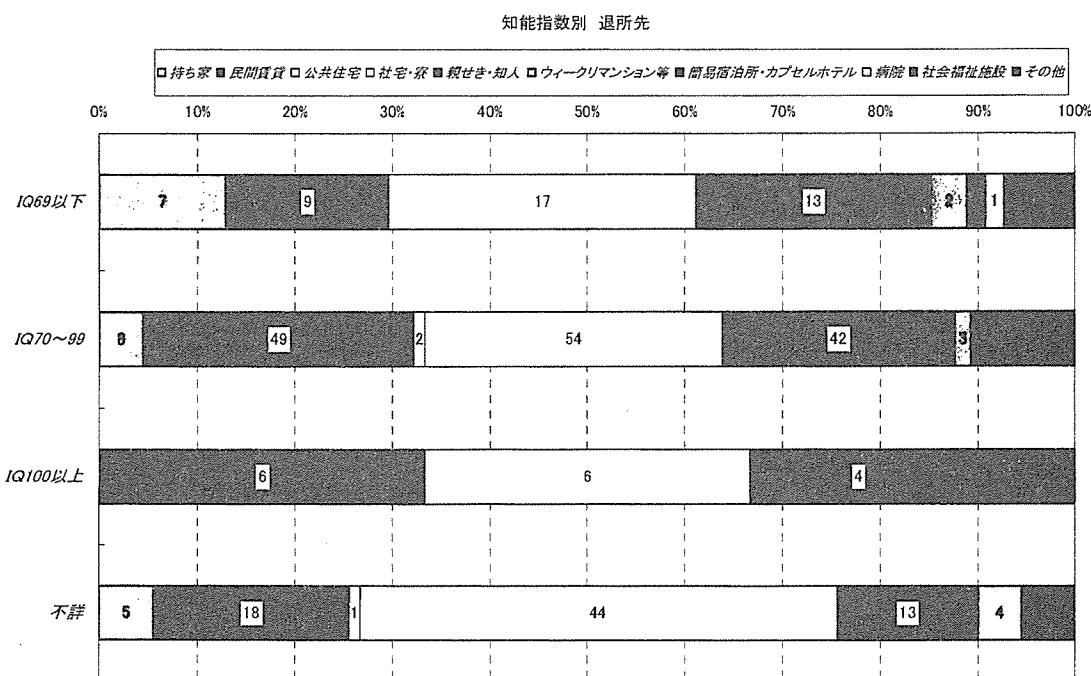


8 退所の状況

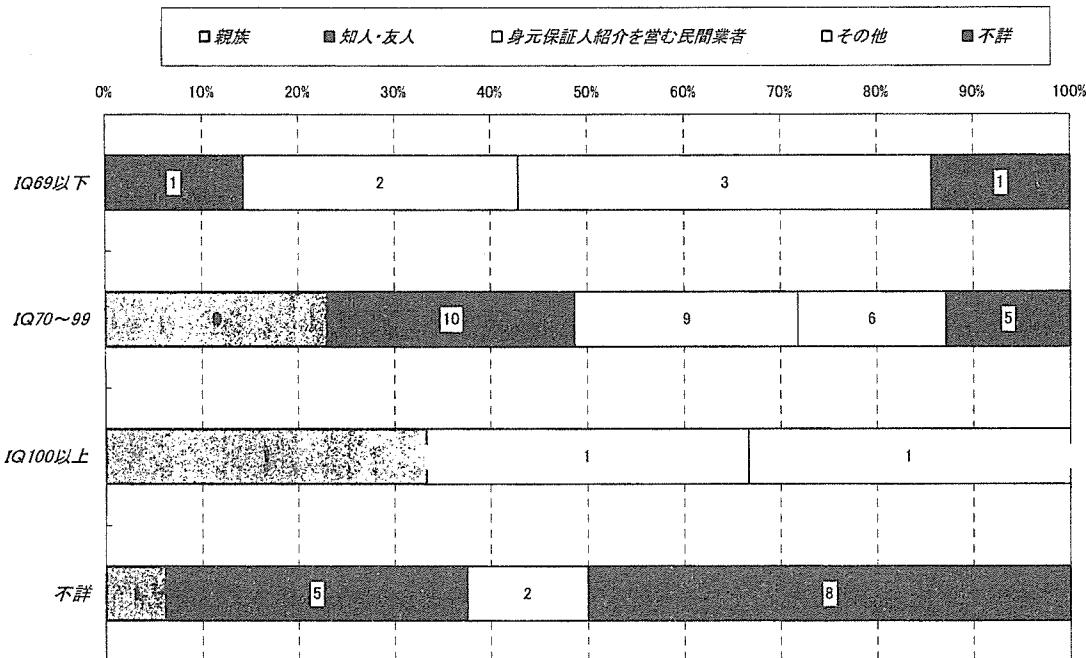
(1) 退所状況



(2) 退所先



(3) 保証人の依頼先



D. 考察

IV 引受人のいない知的障害受刑者の支援策を切り開くために

(1) 更生保護施設は住居のない出所者等に対して自立支援を行っているが、その在所期間は平均約2か月。受け入れている被保護者の多くはその間に自立準備が可能な人たち、というのが現状である。もちろん薬物やアルコール依存者、あるいは長期刑受刑者、粗暴傾向のあるもの、累犯者等々、様々な処遇上の配慮を要する人たちを受け入れて24時間態勢で指導援助に当たっている実績は本人にとっても社会にとっても大きな役割を果たしているものである。しかしながら障害者や高齢者など福祉ニーズの高い人たちを地域生活支援として受け入れ、対応する態勢は十分ではなく、一方で福祉につなぐことも現状では難しい。その結果引受人がいない受刑者の場合は満期まで受刑して身ひとつで釈放になってしまることが多い現状にあり、再犯、再受刑の悪循環を招くことになる。

このような現状を開拓する方策を制度面、運用面から探っていく必要があるが、それは矯正、更生保護、社会福祉のそれぞれの制度を個別に検討し、あるいは建前としての連携を唱えるだけでは難しいと考えられる。記述のとおり、矯正施設や更生保護の現状をそのままにして、その手づかみ部分をそのまま社会福祉に投げ渡す方策を求めるのではなく、社会福祉モデル、すなわち地域支援モデルを提示してもらい（いずれ判定基準もそれに入ると思われる）、それをフィードバックする方法で地域支援につなぎ得る矯正施設や更生保護の役割、何ができるかを検討して、新たな流れとしての連携スキーム（後述の「合同支援会議」のチャートはその具体化

でもある。) を一体的に構築する試みが必要であろう。

E. 結論

(2) 前記(1)の試行課題を実践する方策とし平成19年1月、社会福祉法人「南高愛隣会」・麓刑務所・中津少年院・九州地方更生保護委員会・長崎保護観察所等で「合同支援会議」を立ち上げ、引受先のない入所者について、入所当初から、引き受け先の調整、療育手帳認定にかかる手続き、支援方針の策定などを連携して継続的に行うモデル事業を動き出すことができた。今後、更生保護施設の役割も具体的に検討しながら他の地域にも広げていくことを検討したい。

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究
平成18年度 分担研究報告書

分担研究者 山本 譲司

研究要旨：罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

A. 研究目的

「虞犯・触法等の障害者を取り巻く司法と福祉の現状」

B. 研究方法

(1) 障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態

- ・ 最近における刑事裁判の実例
- ・ 罪を犯すに至った背景と経緯
- ・ 裁判への福祉サイドの関わりは？

(2) 八王子平和の家における事例と課題

- ・ 施設としての支援体制
- ・ 施設内における支援上の課題
- ・ 地域移行に至るまでの課題

(3) 矯正施設における障害者の処遇

- ・ 障害のある受刑者の日常生活
- ・ 障害者への更生プログラムは？
- ・ 神奈川医療少年院の処遇実態とその効果

(4) 横浜市における虞犯・触法等の障害者への福祉政策

- ・ 更生援護特別処遇事業の効果と課題
- ・ 自立生活アシスタント制度の活用

(5) 和歌山県福祉事業団の取り組み

- ・ 少年院からの退院者への支援実例

(6) 更生保護施設の実践事例

- ・ 東京実華道場における実情
- ・ 更生保護施設の制度上の問題点（職員配置や予算面など）

C. 研究結果

調査分析

(1) 障害者が被告人となった場合の刑事裁判の実態

刑事裁判は年間約8万件、そのうち第一審裁判所で、精神障害者（知的障害者も含む）と認定された人は千名近くいる（そのうち心神喪失で無罪となった人は0.1%）。国選弁護人が担う刑事裁判が70%を超え、争いのない自白事件は99%、争う否認事件は約1%という状況下においては、潜在的には更に多くの知的障害者が被告人として存在すると思われる。

そこでこの間、協力研究者とも手分けし、知的障害者が被告人である裁判の傍聴を数多く行なってきた。そこから見えてきたのは、障害を全く配慮されずに、彼ら知的障害者が機械的に刑務所に送られてしまう、現在の刑事裁判の実態であった。また、彼らが罪を犯すに至った背景を探っていくと、必ずそこには、「福祉の不在」があった。

(2) 八王子平和の家における事例と課題

第一審で実刑判決を受けた知的障害者の身元引受人となり、その後、控訴審において、施設長が情状証人として出廷するなど、八王子平和の家として裁判への関わりを持った。すると控訴審では、八王子平和の家への入所を条件に、あっさりと第一審の判決は棄却され、執行猶予判決へと変わった。この例からも、知的障害者が被告人である刑事裁判の場合、福祉サイドが支援している姿さえあれば、実刑判決を避けることが可能であることが分かる。

なお、彼らのような知的障害者を受け入れた場合、施設側の支援体制や地域移行への道筋など、多くの課題が山積していることも確かだ。

(3) 矯正施設における障害者の処遇

現在、成人矯正施設（刑務所）では、知的障害のある受刑者への、障害面を考慮した具体的な処遇はほとんど行なわれていない。一方、少年施設（少年院）では、3施設（神奈川県の神奈川医療少年院・三重県の宮川医療少年院・大分県の中津少年学院）において、特殊教育課程が設けられており、箱庭療法・キネシセラピー・音楽療法・作業療法・C A I（Computer Assisted Instruction）教育・サイコドラマ・S S T（Social Skills Training）などを行なっている。

そこで私たちは、法務省少年矯正課の協力のもと、上記3施設のうち、神奈川医療少年院と宮川医療少年院を訪れ、特殊教育課程の実情を視察した。福祉の場での支援内容と重なる部分も多く、成人矯正施設における特殊教育課程導入の必要性を痛感した。

(4) 横浜市における虞犯・触法等の障害者への福祉政策

横浜市は、人口360万人を数える我が国最大の政令市であり、これまでにも福祉分野をはじめ独自の施策を展開している。本研究の対象である触法知的障害者に対しては、対象者が民間障害者施設を利用するに際し運営費を助成する「更生援護特別処遇事業」が定められている。また、単身等で生活する知的障害者に対しての「知的障害者自立生活アシスタント派遣事業」があり、地域生活を継続するために具体的な生活場面において助言やコミュニケーション支援を実施する施策がある。

更生援護特別処遇事業は、「横浜市民間障害者施設運営費助成事業実施要綱」（平成15年3月31日規定）の第8条及び第9条に規定されている「特別処遇費助成事業」のひとつとして掲げられている。対象者は、家宅侵入、暴行、器物損壊、窃盗、放火、痴漢、売春などの行為等の触法行為を起こし、再び起こす恐れの高い者としている。この

対象者が知的障害者施設（入所又は通所）を利用し、早期に自立した地域生活に移行することを目的に、対象者の障害状態に応じた個別的な支援を行った場合に、その経費を助成する事業である。

【助成額】

入所	2,310 円（日額）
通所	1,590 円（日額）

【利用実績】

	15年度	16年度	17年度
入所	1	2	3
通所	16	17	17

知的障害者自立生活アシスタント派遣事業は、地域で一人暮らしをしている者、知的障害者のみで生活している兄弟・夫婦・親子などが対象者であり、特に触法の知的障害者を対象とするものではないが、地域生活を安定させるための支援として取り組むために、結果として触法の課題がある知的障害者も含まれることとなる。

事業の実施は、横浜市が委託する事業所が知的障害者の生活支援に関する専門知識を有する自立生活アシスタントを配し、訪問や電話等による衣食住や健康管理、消費生活などの相談・助言。コミュニケーション支援として、対人関係調整や関係機関との連絡調整の支援などを行う。更に、緊急時対応も行うこととなっている。

委託事業所数は 13 事業所である。（平成 18 年 10 月）

【委託費】

平成 18 年度	9,682,000 円
----------	-------------

【利用者状況】 (平成 18 年 3 月 31 日時点の全事業所対象)

		登録者計	
利用登録者数		268 名	構成比
年齢別	~19	3	1.1%
	20~29	65	24.3%
	30~39	89	33.2%
	40~49	50	18.7%
	50~59	43	16.1%
	60~	18	6.6%
障害の状況	最重度	8	3.0%
	重度	60	22.4%
	中度	94	35.1%
	軽度	95	35.4%
	手帳なし	11	4.1%
生活状況	単身	93	34.7%
	独身寮等	0	0.0%
	障害者世帯	39	14.6%
	高齢等の家族との同居	70	26.2%
	単身生活移行な者	52	19.4%
	その他	14	5.1%

(5) 和歌山県福祉事業団の取り組み

和歌山県福祉事業団は、当事業団の「地域生活移行にかかるスクラップ&ビルド＝障害者自立支援法にかかる入所施設を利用できない軽中度障害者スクラップ&ビルド」をベースとして県立施設の今後のあり方を「県障害福祉課」と平成16年～ワーキングを実施中。そこで、障害者自立支援法の施行にかかる「入所授産施設＝由良みのり園(定員50名)」の再活用「制度になじまない＝触法・非社会的傾向者・独り生活困難者・不乱的傾向者」等々の人たちの「生活・就労・自律トレーニング」の場としての「障害者更生援護施設」としての「特化したセーフティネット機能」への位置づけを「県障害福祉課」と協議を行なっている。

以下、触法・虞犯障害者支援に関わる具体的取り組みの例を挙げる。

○ Aさん 22歳男性

満期で少年院出院 罪名：殺人

保護者なし

- ・少年院・保護観察所より出院後の支援体制の相談あり
- ・援護市町村・周辺事業所・事件前に支援してきた関係者等の調整会議
(4回)
- ・出院前の面談（2回：1回は本人入らず）
- ・出院後関係機関を交えての調整会議

毎週1回（最初の1ヶ月）→ 2週間に1回（次の1ヶ月）

→ 每月1回

- ・生活の場・日中活動の場を完全分離し、和歌山県福祉事業団と他民間の社会福祉法人が支援体制を作る。
- ・援護市は、制度の手続きおよび調整に取り組む。
- ・2ヶ月間、生活の場は和歌山県福祉事業団の職員住宅を利用する。
最初の1ヶ月は、休日の余暇時間にも同行し把握に努める。
次の1ヶ月は、余暇時間でも本人の意志に任せ、本人からのニーズに応える体制を取る。
- ・2ヵ月後市営住宅に移り、単独生活に入る。
生活支援は、援護市の居宅介護を利用
日中活動は、引き続きマンツーマン体制で支援しながら、就労先を模索しているが未だ就労先は確定していない。

○ Bさん 25歳男性

- ・養護学校卒業後グループホーム（和歌山県福祉事業団）に入居するが、恐喝で少年院入院。
- ・出院後、和歌山県福祉事業団の入所授産施設に入所。
- ・企業に就労したことから退園し、単独生活をはじめる中、当初は職員が支援を継続していたが、本人が関係を切りたがる。
- ・同時に、以前の交友関係が活発化し、職場も辞め、アパートも引き払い友人が溜まり場になっている家に居候を始める。
- ・居候宅は、暴力団関係者も出入りし不健全な環境である。
- ・今後の支援を関係者で協議しているが、本人はとにかく和歌山県福祉事業団や行政とは関りたくないというのが現状。
- ・ただ、現在本人の年金証書や通帳は以前在籍していた施設が預かっているので、関わらざるをえない状況である。

○ その他

- ・暴力団関係者と交流する知的障害者
- ・放火事件を起こした知的障害者（和歌山カレー事件林宅）
- ・万引き常習者

（6）更生保護施設の実情

更生保護施設の保護対象者は更生保護事業法等によって細かく定められているが、対象者の多くは、「①保護観察を付されているもの」、「②刑務所を満期釈放されたもの」、「③刑の執行を猶予されたもの」、「④起訴猶予されたもの」、「⑤その他」となっている。

しかし、更生保護施設は、上記法律によって定められた保護対象者のすべてを収容しなければならないということではなく、環境調整として施設受入の可否を選択することが出来る。選択の基準は、多くの施設は定款で「更生保護施設の目的として・・・その自立更生に必要な保護を行い、もってその者の更生を図ることを目的とする」とある。この自立更生の前提があるため、次のような要保護者が引き受け不可となるケースがきわめて多い。

- A : 就労が困難な者・・・①身体障害者、②病弱者、③高齢者
 B : 犯罪内容が地域対策上配慮の必要な者・・・①性犯罪者、②放火犯、③世間の注目を浴びた事件の犯罪者
 C : 依存症・・・①覚醒剤、②アルコール、③シンナー等薬物
 D : 施設の管理運営上配慮の必要な者・・・①粗暴犯罪、粗暴性格者、②暴力団等、反社会組織に属する者

上記のような人たちが更生保護施設の処遇対象から除外されるが、その判断の程度は更生保護施設によって差があり、受入の可否判断は更生保護施設に任されている。

そこで、東京都内の更生保護施設「東京実華道場」における障害者の受入状況について調査してみた。

前述したように、当施設においても上記2. A, B, C及びDに該当する人たちの受入には慎重である。しかし犯罪の内容や生活状況などをチェックして前向きに取り組んでいる。過去においても聾啞者を数例保護したことがある。高齢者には難聴も多く、テレビの音を大きくするなど、就労難の他、同室者がある場合には他の被保護者との関係も配慮しなければならない。疾病などは身上調査書だけでは不明確で更生保護施設に入所してから病気が判明したり、発症したりする事例もある。罹病者、罹病の疑いのある者について、診察、加療や入院の医療措置はその都度区の福祉にお願いして面倒を見て貰っている。当会の更生保護施設の存在する文京区及び墨田区の福祉の対応には感謝している。ただ、福祉に依頼するケースは多々あり、被保護者の非常識や保護施設側の知識不足により難渋することもある。障害者、病弱者や高齢者に折角生活保護を適用して住居の配慮までして貰ったのに、規則、規律を守らず、その措置を無駄にしてしまうことも間々ある。矯正施設が作成している身上調査書にはIQ相当値が記載されているが、軽度の知的障害とされているIQ相当値69以下のものが30%程度いる。IQ相当値40以下の者も在所しているが、社会生活が出来ないとは言えない。更生保護の処遇とIQ相当値の関連についてはさらに議論を進める必要がある。

現在の東京実華道場の被保護者の状況

収容定員：14人
収容人員：15人(収容保護率 107%)
平均年齢：49.3歳
IQ相当値：最低値39 最高値104
100～　　・　2人
70～99　　・　6人
50～69　　・　3人
39～49　　・　3人
不明　　・　1人

これまで東京実華道場ではIQ相当値39以下の対象者は数名いたが、療育手帳を持っていた人は皆無である。

○被保護者の実例 S氏 57歳 IQ相当値39。刑務所を仮釈放になり、環境調整を経て当施設に帰住した。結婚歴なし。本件傷害・暴行により初受刑。S氏の当施設での生活状況は次のとおり。

〈コミュニケーション〉

- ・ 何を聞いてもYESと答え、念を押すとNOと答える。
- ・ S氏の言っていることを理解するのに、何度も聞き返して確認する必要あり。

- ・こちらに伝わったことを復唱するとNOと言う。

〈生活行動〉

- ・壁と向かい合って長時間にわたり独り言を言いながら立っているなどの奇行があり、他の被保護者から気味悪がられている。
- ・真っ暗な食堂で長時間じっと座っている。
- ・促されないと入浴をしないので、異臭がある。

〈就労〉

- ・受刑前は建設作業員・製本工として継続的に就労していた。
- ・当施設在所中も経験のある建設作業員・製本工として稼働。

日・祝を除く出勤率 52.5% (全体平均 57.5%)。

〈自立〉

- ・自立資金として約 250,000 円貯蓄。
- ・一人で不動産屋に行きアパートの賃貸契約をした。家賃 26,000 円、保証人なし。(アパートでの生活歴はあるが本件受刑前は飯場生活)。
- ・11月18日退所予定。

程度はさておき知的障害者である可能性は極めて高いが、予想以上に生活力があり、IQ相当値だけで生活力は判断できないことがわかった。S氏はこれまで福祉につながることなく自立生活を営んできた。兄弟とも疎遠になっており、今後も一人で生きていく努力している。

今後仮に、自立困難な知的障害者の疑いがある被保護者が、福祉に頼ろうとする場合、「これからあなたは知的障害者として生きた方がよい」という宣告をしなければならないケースも出てくるだろう。本人にとつて何がベターな選択は何かの判断は難しい

D. 考察

(7) その他の実践実例

さらに現在、私たちは、赤平協力研究者を中心に、触法・虞犯障害者への具体的支援活動を行なっている。こうした実践活動を通じて、少年院、医療少年院の出院後、また刑務所、医療刑務所の出所後、適切な支援を受けることが困難となっている障害者（手帳を持たない障害者も含む）への対応について、その問題点と今後の課題を探ることができる。

〈事例1〉 Aさん（男性20歳）軽度知的障害者

Aさんは窃盗により、H15年2月～H16年7月、とH17年4月～H18年9月の2度、医療少年院送致を受けている。はじめの入院のときは知的障害者の療育手帳を取得していなかったが、1度目の入院中のH16年3月、横浜市の療育手帳を取得した。窃盗の回数は万引きを含め150回にも及ぶといわれているが、これに関し、母親（父親は離婚、現在は内縁関係の男性と同居）からは適切な支援を受けることが出来ず、2度目の出院に対しては身元引き受けを拒否された。ここで横浜市のケースワーカーからの依頼があり、身元引き受けをしたのが横浜の知的障害者入所施設の「てらん広場」である。現在彼はその中で、日中は近くの作業所で部品解体等の作業をして、夜は入所施設（個室）で生活をしている。近い将来にはグループホームへの移行、そして一人暮らしを目指している。

〈事例2〉 Bさん（男性56歳）軽度知的障害者

Bさんは、覗きという犯罪を繰り返して過去5回の刑務所暮らしを経験している。静岡、府中、松江、横浜（2回）で合算6年ほどの刑期となっている。横浜市の下町に生まれたときから暮らし、父母と同居していたが、父母とも他界し、今回の出所（H18年11月）に際して、身寄りは80歳をすぎた病気がちの叔母夫婦だけとなってしまった。自宅は現存しているが、一人暮らしには不安も多いため、前述の「てらん広場」が身元引受人となり、そこで生活を始めている。

本人からは一刻も早く自宅に戻り、気ままに一人暮らしをしたいとの希望があるが、彼の「覗き」という犯罪はかなり病的な側面（実際に刑を執行されたのは5回だが、逮捕歴は十数回）もあり、本人自体の年齢を鑑みて福祉での支援がなされている。しかしBさんは納得して、この生活を続いているわけではない。

〈事例3〉 Cさん（男性18歳）中度知的障害者

Cさんは現在、K医療少年院入院中、既にその期間は2年を超てしまっている。IQ54、中度知的障害者である彼の犯罪は、放火と下着盗、不法侵入など。母親も知的障害があり、母親が15歳のときに父親がわからない状況で出生した。母親に養育能力がないため、祖父母に引き取られるが祖母も知的障害があり、彼を虐待していた（祖母は数年前他界）とされている。前記の2例よりも、障害は重く奇声、多動などの問題行動はあったが少年院での矯正プログラムが彼の問題行動抑制に効果が合ったようで、問題行動はかなり減少している。祖父は現在では、監護能力がないため、少年院側としても横浜市内にある知的障害者の入所施設を探しているが、いまだに受け入れ施設は見つからない。（てらん広場は定員超過の現状）。横浜市障害者相談事業のコーディネーターが八方手を尽くして、とりあえず半年ほどの期間限定で厚木市にある入所施設と受け入れの交渉中。

〈事例4〉 Dさん（女性21歳）軽度知的障害、自閉傾向

Dさんは16年3月、女子中学生とのいさかい際、所持していたカッターで相手を傷つけ、また万引きにより少年鑑別所に拘留された。後、家裁の審判を受け、保護観察、そのまま横浜市内の精神病院へ医療保護入院となった。入院中、いくつか知的障害者の作業所、グループホームなどの実習を受けるが、利用者とのトラブルを起こし受け入れは叶わなかった。母親はDさんとうまくやっていく自信がないとのことで家の引き取りを拒否。しばらくDさんの医療保護入院は続くこととなってしまった。その後、H18年夏に、受け入れるグループホームが見つかり、今はそこから作業所に通っている。しかし、運よくグループホームが見つからなければ社会的入院に至ったケースといえるかもしれない。

以上、4つの事例は、本来、地域で生活する可能性があるにもかかわらず、本来、引き受け手となるはずの親族に拒否され、本人の本当の意思とは別に、苦肉の策として、入所施設や病院での生活を選ばざるを得なかつたケースである。再犯を未然に予防、制御するために施設機能を有効に利用したともいえるかもしれないが、本人が本当の意味で更生して地域の住民の一人としてこれから的人生を歩んでいくことを考えてみたとき、所謂「保護」という意味は持つても、生活支援という意味では本来目指すものとはかけ離れてしまつてはいることは否定できない。

E. 結論

障害者自立支援法の地域生活支援事業では、相談支援事業が重点項目として挙げられている。事例としてあげた例では、過去において、児童相談所や更生相談所が初期の段階で適切な相談支援をしていれば未然に防げたかもしれないことはいくつか考えられる。しかし、行政主体であるこれらの相談窓口は、起こった問題に対して対応する機能はあっても、障害者自身や家族の生活を支援する機能、ましてその人たちの生活を向上させるためにエンパワメントさせていく機能などは持ち合わせていない。さらに、考えなければいけないのがこういった相談支援事業のネットワーク化である。刑務所や少年院に送られる障害者のほとんどは中軽度の知的障害者であり、一般就労の経験があつたりその活動範囲はひとつの行政域や福祉圏域に留まってばかりではない。

彼らの持っている生活圏域は一般人のそれとほとんど差異はないとも考えられる。ところが福祉行政の社会は、他の行政区とはほとんどネットワークと呼べる情報のやり取りがなされていない実態がある。今こそ、民間活力を有効利用して動ける相談支援事業のネットワーク化の構築が必要であるといえる。事例に挙げた横浜市では市を挙げてこのネットワーク化を推進しているが、東京都ではそれが独自施策を持つ特別区23区の存在が、ネットワーク化の動きの妨げとなっている傾向がある。虞犯・触法の状況におかれている障害者、また刑期を終え、出所してくる障害者に対して既存の相談窓口だけではなく、具体的に生活支援となるネットワークを持った相談支援事業の展開は急務の課題である。特に犯罪の温床の多い東京都で行政区の垣根を越えた柔軟な対応のできる民間の相談支援事業のネットワーク化が強く望まれる。

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告書

虞犯・触法等の障害者の地域生活支援に関する研究
平成18年度 分担研究報告書

分担研究者 酒井 龍彦

研究要旨：罪を犯し、又は罪を犯す虞のある障害者の地域社会での自立促進を図る観点から、実態調査を実施し現状における問題点を探るとともに、就労、生活訓練、地域生活支援への移行のあり方、社会復帰に向けた福祉分野の役割と矯正及び更生保護の関係機関等との連携の具体的な取り組み、法的整備に関する課題等を分析する。

A. 研究目的

現行制度における虞犯・触法等の障害者の就労と地域生活の現状と課題

B. 研究方法

調査分析

(1) 社会福祉法人南高愛隣会におけるこれまでの実践事例と分析

・罪を犯したり、反社会的行動を起した知的障害者の実践事例からの統計と考察

(2) 九州管内における罪を犯した障がい者の実態

・北九州医療刑務所等矯正施設の実態

・長崎県内における更生保護施設の現状と課題

・長崎県内における福祉施設の支援の状況（婦人保護施設、救護施設）

(3) 医療との連携の必要性に関する課題調査

・精神障がい者の地域移行への取組みと課題（社会復帰の実態）

・精神障がい者の就労（訓練）への取組みについての現状と課題

(4) 受け入れるための実践的モデル事業への取組み

・麓刑務所（鳥栖市）及び中津少年学院（中津市）との研究計画

・矯正局と保護局と社会福祉法人南高愛隣会との受け入れに向けての連携会議の開催

・受け入れるための実践方法フローチャートの作成

・関係機関による合同支援会議準備会の開催